

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成24年6月審査分

平成24年6月30日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 A市	0000000001 かこ 知	請	H24.5	59	5311	42,780	B	負担限度額：市町村認定の負担限度額と相違	ASS6
990000 A市	0000000001 かこ 知	請	H24.5	59	5311	42,780	B	保険分請求額：市町村認定の負担限度額と相違	ASS6

内容・①ASS5 利用者負担額、保険分請求額：請求金額等計算値超過

②ASS6 負担限度額、保険分請求額：市町村認定の負担限度額と相違

原因・①ASS5 特定入所者介護サービス費の保険及び公費請求額と利用者負担額が審査により検算した値を超えている場合にエラーとなります。

②ASS6 保険者（市町村）が国保連に登録している利用者の特定入所者負担限度額（食費・居住費／第1段階～第3段階）と事業所が請求明細書に入力（記入）している負担限度額が異なる場合にエラーとなります。

ただし、「保険者が国保連に登録している負担限度額」>「請求明細書に入力（記入）されている負担限度額」の場合はエラーとなりません。

また、認定内容が月途中で変更になった場合は月末時点の認定内容が基準となります。

<例>

5月 1日～5月12日 食費負担限度額300円

5月13日～ 食費負担限度額390円

⇒5月分全て食費負担限度額390円で請求することとなります。

対応・①の場合は、返戻（保留）一覧表の「内容」欄に表示されているエラー箇所を見て、該当のエラー箇所について計算が正しく行われているか確認し、請求明細書を訂正して再請求してください。

②の場合は、利用者の特定入所者認定内容を確認の上、請求が間違っていれば請求明細書を訂正して再請求してください。確認の結果、請求内容に誤りが無ければ、保険者が国保連に登録している内容が誤っている場合がありますので、該当保険者（市町村又は福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。

「備考」欄 エラーコード=ASS6となる請求明細書の例 (この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」が国保連から送付されます。)

被保険者	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1
	(フリガナ)	かご 勉
	氏名	介護 太郎

サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要									
療養型施設 I ii 3	5 3 2 2 7 1	1 1 4 2	3 1	3 5 4 0 2												
<table border="1"> <tr> <th colspan="3">受給者台帳 (保険者(A市)が国保連に登録している受給者の情報)</th> </tr> <tr> <th>被保険者番号</th> <th>被保険者名</th> <th>負担限度額(食費)</th> </tr> <tr> <td>000000001</td> <td>かご 勉</td> <td>390円</td> </tr> </table>								受給者台帳 (保険者(A市)が国保連に登録している受給者の情報)			被保険者番号	被保険者名	負担限度額(食費)	000000001	かご 勉	390円
受給者台帳 (保険者(A市)が国保連に登録している受給者の情報)																
被保険者番号	被保険者名	負担限度額(食費)														
000000001	かご 勉	390円														
<p>①国保連は、保険者が国保連に登録している負担限度額を確認し、請求明細書の負担限度額と異なる場合は、「保険者が国保連に登録している負担限度額」に訂正します。</p>																

サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額
療養施設食費	5 9 5 3 1 1	1 3 8 0	3 0 0	3 1	4 2 7 8 0	3 3 4 8 0			9 3 0 0
合計					4 2 7 8 0				9 3 0 0
保険分請求額(円)						3 3 4 8 0	公費分請求額		公費分本人負担月額

②訂正した負担限度額を元に国保連システムで再計算します。
 費用単価：1,380、負担限度額：390、日数：31、費用額：42,780、保険分：30690、利用者負担額：12,090

③請求明細書に入力(記入)されている保険分“33,480円”の方が再計算した保険分“30,690円”より大きいため、ASS6エラーとなります。

エラーの原因と対応

原因・・・
 保険者が国保連に登録している利用者の特定入所者負担限度額と事業所が請求明細書に入力(記入)している負担限度額が異なります。

請求明細書に入力(記入)されている保険分請求額“33,480円”の方が、負担限度額を訂正して再計算した請求額“30,690円”より大きいため、ASS6エラーとなっています。

対応・・・
 負担限度額、保険分、利用者負担額を修正して再請求してください。
 請求内容に誤りがない場合は、保険者が国保連に登録している内容に誤りがないか保険者へ照会してください。

→ 突合を行う箇所
 ← 国保連が点検時に見る箇所